

委員長連絡会議に関する内規

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における委員長連絡会議に関する必要な事項を定めるものである。

（委員長連絡会議の役割）

2. 委員長連絡会議（以下、会議という）は、理事会で審議、決定する各種行事、委員会活動を円滑に運営し、また、各委員会の諸行事、諸活動などに対する効率的な計画立案、予算立案を実施するために、情報共有、意見交換を行う。

（委員長連絡会議の構成）

3. 委員長連絡会議の議長は会長とする。
4. 会議は、会長、副会長、総務担当理事、会計担当理事、および、本会が実施する行事、諸活動が他委員会と関連する、企画委員長、国際交流委員長、制度・会則等検討委員長、広報委員長、出版委員長、表彰委員長、ダイバーシティ委員長より構成する。必要に応じ、参加する委員会の副委員長が参加することができ、また、議長が必要と考える理事を招集することができる。

（委員長連絡会議の運営）

5. 議長は必要に応じて会議を招集し、運営する。
6. 会議における審議の結果は理事会に報告するものとする。

（その他）

7. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

（附 則）

この内規は、理事会の承認を得て、2023年7月11日から適用する。

（付 記）

2023年12月9日 制定（理事会承認）